

入 札 参 加 者 各 位

新宮町長 桐 島 光 昭

条 件 付 一 般 競 争 入 札 参 加 ( 郵 便 入 札 ) 通 知 書

入札番号 入 札 第 10 号

工 事 名 シーオーレ新宮大規模改修工事

工事箇所 糟屋郡新宮町新宮東二丁目5-1他

上記業務を下記のとおり条件付一般競争入札に付することにしたので、本通知書及び別添仕様書並びに現場等を熟知の上、入札されるよう通知します。

記

- 1 入 札 日 時 令和8年5月21日 13時30分
- 2 入札書等提出期限 令和8年5月20日(支店留期限日)
- 3 入 札 書 等 提 出 先 和白郵便局 (福岡市東区塩浜1-9-1)
- 4 入札書等提出方法 郵送
- 5 入 札 会 場 新宮町役場 3階 大会議室
- 6 開 札 日 時 即時
- 7 入 札 保 証 金 免除
- 8 契 約 保 証 金 有り
- 9 竣 工 期 限 令和10年2月29日
- 10 入 札 説 明 会 開催しない
- 11 予 定 価 格 事前公表 **¥909,080,000** (うち消費税等額 **¥82,643,636** を含む)
- 12 最 低 制 限 価 格 有り(募集要項に記載) **算定式：直接工事費×9.5/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×8/10+一般管理費×3/10**
- 13 見積内訳書の提出 必要(裏面参照)

入 札 条 件

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 新宮町財務規則、新宮町郵便入札実施要綱又は、その他入札に関する法令を遵守すること。
- 4 入札参加者は、本町が指定する提出期限までに、「簡易書留」、「一般書留」の方法により、指定する郵便局に支店留で提出しなければならない。提出期限を過ぎた場合は、棄権とみなします。  
なお、詳細については、新宮町のホームページを参照してください。
- 5 入札の回数は、1回での落札とします。また、入札の際には必ず**見積内訳書を併せて送付**してください。**見積内訳書を同封してない者の入札は失格とします。** ※記載内容は裏面を参照してください。
- 6 入札書、委任状(開札立会)又は、その他の様式は、新宮町のホームページからダウンロードしてください。
- 7 入札時に、入札に参加する者が1人以下の場合は、入札は執行しません。
- 8 入札参加者は、提出した入札書等の差し替え又は撤回は、認めません。
- 9 入札人のうち、予定価格以内で最低価格の入札人を落札人と定めます。ただし、同落札価格の入札があったときは、その者が立会人として参加している場合は、その者にくじを引かせ、参加していない場合は、入札事務に関係のない町職員にくじを引かせることとします。なお、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上で最低価格の入札人を落札人とします。最低制限価格未満の入札人は失格とします。
- 10 入札書には、消費税等額を含まない金額を記載してください。**予定価格は消費税等額を含んでいるので、入札書記載金額に消費税等額を加えて予定価格と比較**します。
- 11 落札者の決定後は、速やかに落札者へ連絡します。また、入札結果は総務課窓口及び町ホームページで公表します。
- 12 **この契約は、町議会の議決を要するので、町議会議決後に本契約締結となります。**
- 13 落札者は、工事請負契約書に、契約の保証及び建退共掛金収納書を添え開札の翌日から7日以内に仮契約締結の手続きをしてください。なお、落札者は契約書の作成を要します。
- 14 保証に係る契約保証金額等については、請負代金額の10分の1以上とします。
- 15 契約には、「談合等その他の不正行為に係る特約条項」(裏面参照)を付して契約を締結します。
- 16 請負代金額130万円以上の契約については、契約書第34条の規定により契約締結後30日以内に請負代金額の4割以内(特段の場合を除く)の前払いを請求できます。また、請負代金額1,000万円以上の契約については、条件を満たせばさらに2割を超えない範囲の中間前金払を受けることができます。
- 17 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により公正に入札執行ができないと認められたときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- 18 公共工事暴力団等排除の観点から、県警察本部等より指示があれば指名を取り消す場合があります。
- 19 本工事について送付した資料等については、入札書等と一緒に郵送し返却してください。
- 20 開札の立会希望者は、入札時間まで入札会場前で待機してください。(印鑑準備のこと)
- 21 本町施策の一環として、工事の一部を下請け発注する場合は、町に通知の上、町内企業を優先的に採用してください。ただし、相指名業者への下請発注は認められません。
- 22 入札に参加申込みした者は、開札時間までに入札辞退届を直接、総務課に提出することにより、自由に入札を辞退することができます。郵送による辞退の場合は、入札書の提出に準じて期限までに郵送してください。また、予定価格以内で入札できない場合は入札を辞退すること。辞退者はこれを理由に今後不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 23 本工事についての質問等は、次のとおりFAX(任意様式)にて提出してください。(質問なしの報告は不要)  
質疑期限： 4月30日 12時00分 まで(**FAX提出後**、必ず電話で担当者へ確認すること。)  
回答期限： 5月8日 17時00分 まで(質疑があった場合のみ、全社へFAXで回答します。)  
提 出 先： 子育て支援課 施設担当 (担当者： 山 本 雅 之 )  
： 電話 092-963-2995 Fax 092-962-5333
- 24 入札に関する質問等は、随時、総務課管財担当までお願いします。電話092-963-1730 担当:堀内・辻

## 見積内訳書の記入について

- ※ 見積内訳書は、入札書と一緒に同封して提出してください。
- ※ 見積内訳書の表紙に提出者が分かるように会社名等を記入(社印等不要)してください。
- ※ 見積内訳書は、配布した仕様書をコピー又は印刷して記入するか若しくは自社様式にて記入して提出してください。なお、自社様式の場合は、配布した仕様書に内容を合わせて、最低限数量、単価、金額、金額等を記入してください。
- ※ 見積価格(消費税を含まない価格)と入札金額は同価格程度としてください。なお、見積内訳書の価格に誤りがあっても入札書の記載額の効力を妨げないものとします。
- ※ 見積内訳書の記入は、鉛筆書、ボールペン等は問いません。
- ※ 見積内訳書の記入及び提出は、表紙から **本工事費内訳書** までとします。

## 開札の立会について

- ※ 当該入札の参加者は、希望により開札に立会をすることができます。
- ※ 当該入札の参加者で、代表者以外の代理人が開札に立会をする場合は、**委任状**を開札時に提出してください。様式は、新宮町のホームページからダウンロードしてください。
- ※ 開札立会人は、開札の状況及び入札書等について確認の後、署名捺印をしていただきますので、**印鑑(認印)を準備してください。代理人の方は、委任状の使用印を準備してください。**
- ※ 立会者の人数によっては、若干入札時間が遅れることもあります。あらかじめ御了承ください。

## 入札方法(郵便入札)の留意点について

- ※ 原則として提出期限や開札日時の延期等はいたしませんので注意してください。
- ※ 仕様書等で図面をデータ化している場合は、縮尺の表示は無視してください。
- ※ 提出する入札書等や方法については、郵便入札書提出用チェック表を参考にしてください。  
郵便入札書提出用チェック表の提出は、必要ありません。
- ※ 提出する入札書等は、すべて日本工業規格のA4サイズとします。見積内訳書は両面コピー可とします。
- ※ 郵送する封筒は1件の入札に付き1通とします。
- ※ 入札書等の提出は、期限までに指定の郵便局に到着するように確認を行うとともに余裕を持って手続きをしてください。また、差出控えは開札日まで各自で保管してください。

和白郵便局 TEL 0570-943-499

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号  
新宮町役場 総務課 管財担当  
TEL 092-963-1730 FAX 092-962-2078  
<http://www.town.shingu.fukuoka.jp/>

## 談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 委託者(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、同法第53条の3又は同法第54条の規定による審決(同法第54条第3項に規定する違反行為がなかった旨を明らかにする審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき又は同法第49条第2項に規定する当該課徴金納付命令に係る審判手続が開始され、同法第54条の2の規定により、当該課徴金の納付を命じる審決が確定したとき(同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法、刑法第96条の3又は同法第198条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、本契約書第47条第2項及び第3項の規定準用する。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わない。

3 前項の場合において、契約解除に伴う措置については、本契約書第50条中「第47条」とあるのは、「談合その他の不正行為に係る特約条項第1条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するとき(前条第1項第1号、第3号及び第5号については、独占禁止法第3条、同法第6条、同法第8条第1項第1号、第2号又は同法第19条に規定する違反行為に該当する場合に限る。)は、契約の解除にかかわらず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額に契約金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号(同項第2号の審決に係るものを除く。)のうち、審決の対象となる行為並びに同項第5号のうち、独占禁止法の規定に該当する違法な行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合などその他甲が特に認めるとき。
- (2) 前条第1項第4号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき又は同項第5号のうち、刑法第198条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の3の規定にも該当し、刑が確定したとき(第5号については刑法第96条の3の規定に該当する違法な行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。